

— 特記仕様書 — (案)

第1条 業務目的

本業務は、一級河川谷田川及び逢瀬川において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく流域水害対策計画（案）を策定するものである。本業務では過年度業務の検討結果を踏まえ、流域水害対策の策定を目的としている。

過年度業務とは、「第 22-41320-0381 号河川計画検討業務（河川・交付）谷田川筋外」を指す。

第2条 仕様等

本業務の履行にあたっては、本仕様書に従うほか、福島県土木部制定「共通仕様書（業務委託編）」のうち、土木設計業務等共通仕様書（令和7年1月20日改正）によるものとする。

第3条 業務内容

1 計画・準備

本業務の実施にあたり、業務内容を十分把握した上で、作業方針、作業工程、作業体制を立案し、業務計画書を作成する。

2 資料収集整理

検討された外力（降雨量等）、対策案及び都市浸水想定などの流域水害対策計画の策定に関わる資料を収集する。

3 流域治水対策分担計画の検討

過年度業務における対策効果の検討から、河川対策・雨水対策・水田貯留などの各対策の効果を明らかにし、流域治水対策分担計画を検討する。検討した流域治水対策分担計画に基づき、分担された各対策の効果について検証する。

4 流域水害対策計画本文の作成

流域水害対策計画本文の作成を行う。計画本文は、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項で示される事項を満足する記載とすること。

(1) 素案の作成

流域水害対策協議会等で提示する本文（素案）を作成する。谷田川流域、逢瀬川流域を対象とする。

(2) パブリックコメント後の素案修正

パブリックコメントを受けて、本文(案)の修正を行う。谷田川流域、逢瀬川流域を対象とする。

5 関係機関協議資料の作成

関係機関と協議を行うため、協議資料を作成する。

6 流域水害対策協議会の運営補助

特定都市河川の流域水害対策協議会の資料とりまとめ、会場設営等の準備及び議事録を作成する。谷田川流域、逢瀬川流域を対象とし、実施回数は2回を想定する。

7 流域水害対策計画の作成

計画策定のため、流域水害対策計画を作成する。

8 概算費用の検討

河川管理者が実施する対策案について、概算事業費の算出を行う。

9 報告書の作成

検討の経過等内容を取りまとめ報告書を作成する。

第4条 打合せ

打合せは、業務着手時、中間2回、成果品納入時の計4回とする。打合せ回数
の増減については、必要に応じ協議を行うものとする。

第5条 技術審査

技術審査は、中間及び竣工時の2回実施するものとする。

第6条 成果物

成果物は、共通仕様書で定めるものを提出するものとする。